

# 宿 泊 約 款

## 【適用範囲】

第1条 1. 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。  
2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## 【宿泊契約の申込み】

第2条 1. 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。  
(1) 宿泊者名  
(2) 宿泊日及び到着予定時刻  
(3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）  
(4) その他当館が必要と認める事項  
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

## 【宿泊契約の成立等】

第3条 1. 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。但し、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。  
2. 前項の規定により、宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を越えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。  
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による金額の支払いの際に返還します。  
4. 第2項の申込金を同項の規定により、当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。但し、申込金の支払い期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合作りに限ります。

## 【申込金の支払いを要しないこととする特約】

第4条 1. 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。  
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## 【宿泊契約締結の拒否】

第5条 1. 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。  
(1) 宿泊申込みが、この約款によらないとき。  
(2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。  
(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。  
(4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。  
(5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。  
(6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。  
(7) 都道府県条例に特に規定される場合に該当するとき。

## 【宿泊客の契約解除権】

第6条 1. 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。  
2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いは、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。但し、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。）  
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ、到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## 【当館の契約解除権】

第7条 1. 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。  
(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき。  
(2) 宿泊客が伝染病であると明らかに認められるとき。  
(3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。  
(4) 天災等不可抗力によって起因する事由により宿泊させることができないとき。  
(5) 都道府県条例に特に規定される場合に該当するとき。  
(6) 寝室での寝たばこ、消防用施設等に対するいたづら、その他、当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防に必要なものに限る。）に従わないとき。  
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいま提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

## 【宿泊の登録】

第8条 1. 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。  
(1) 宿泊客の氏名・年齢・性別・住所及び職業  
(2) 外国人にあっては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日・在留カード  
(3) 出発日及び出発予定時刻  
(4) その他当館が必要と認める事項  
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行うときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

## 【客室の使用時間】

第9条 1. 宿泊客が、当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。但し、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。  
2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には追加料金を申し受けます。

## 【利用規則の厳守】

第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

## 【営業時間】

第11条 1. 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は各所の掲示、客室内のインフォメーションブック等で御案内いたします。  
(1) フロント・キャッシャー等サービス時間  
イ 門限 24時  
ロ フロントサービス 午前7時00分～午後11時00分  
(2) 飲食等（施設）サービス時間  
イ 朝食 午前7時15分～午前9時30分  
ロ 夕食 午後6時00分～午後9時30分  
(3) 附帯サービス時間  
イ 売店 午前7時00分～午前10時00分  
午後3時00分～午後9時00分  
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

## 【料金の支払い】

第12条 1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。  
2. 前項の宿泊料金の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。  
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## 【当館の責任】

第13条 1. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。  
2. 当館は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。  
3. 当館は宿泊客が客室でインターネット接続などのコンピューター通信を利用されたことによって生じた機器の障害、ソフトウェアの障害、通信の成否等による障害については一切の責任を負いかねます。また、システム障害や技術的問題によりご利用いただけなかったことや、通信の中断によって生じた障害についても一切の責任を負いかねます。

## 【契約した客室の提供ができない時の取扱い】

第14条 1. 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。  
2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の賠償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害補償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

## 【寄託物等の取扱い】

第15条 1. 宿泊客が、フロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館はその損害を賠償します。但し、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価格の申告を求めた場合であって、宿泊客が行わなかったときは、当館は15万円を限度としてその損害を賠償します。  
2. 宿泊客が、当館内にお持込になった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについては、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。但し、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の申告のなかったものについては、15万円を限度として当館はその損害を賠償します。  
3. 美術品・骨董品などの品物はお預かりできません。

## 【宿泊客の手荷物又は携帯品の保管】

第16条 1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に、当館が了解したときに限って責任をもって保管し、施錠された宿泊予定客室に運び入れるか、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。  
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。但し、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、別表第3に掲げる通り処理致します。  
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

## 【駐車場の責任】

第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。但し、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

## 【宿泊客の責任】

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。  
(1) ホテルの定められた場所以外では喫煙（電子タバコ含む）はなさらないようお願い致します。室内での喫煙（電子タバコ含む）およびチェックアウト後であっても室内（ベランダを含む）に喫煙臭（電子タバコ臭含む）、煙草、吸殻、灰があった場合は、客室脱臭その他客室を原状に復するための費用として5万円（税別）と、客室を原状に復するための期間客室売止による営業補償費用として当該客室の2名様1室利用時実販売額の売止日数分を請求させていただきます。  
(2) 年齢にかかわらず嘔吐や排泄等により布団、畳、マットレス等を汚された場合は、クリーニングの実費または、原状回復が困難な場合は、同等品の購入費用を請求させていただきます。  
(3) お部屋の鍵はチェックアウトの際、必ずフロントへご返却ください。紛失などによりご返却の無い場合は、1つにつき5,000円（税別）をご請求させていただきます。

## 【準拠法及び裁判管轄について】

第19条 宿泊約款は日本法に従って解釈され、宿泊約款に関する一切の紛争については、当館の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 【宿泊約款の変更】

第20条 宿泊約款は、民法上の定型約款に該当し、宿泊約款の各条項は、当館が変更を必要とすると判断した場合には、民法の規定に基づいて変更します。

別表第1 宿泊料金の算定方法(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳	
宿泊客が支払う総額	宿泊料金	基本宿泊料(室料+朝食+夕食+消費税)①	
	追加料金	追加飲食(朝・夕食以外の食事・飲料)及びその他の利用料金	
	税金	入湯税150円	

備考1 お子様料金

同室の大人料金に 対する割合	大人利用種別									
	一泊二食				一泊朝食				素泊り	
	食事寝具	食事のみ	寝具のみ	提供無	食事寝具	食事のみ	寝具のみ	提供無	寝具のみ	提供無
小学生	70%	/	/	/	90%	/	/	/	90%	/
3歳～未就学児	50%	/	/	/	60%	/	/	/	40%	/
1～2歳	50%	40%	30%	2,000円 (税別)	60%	50%	40%	2,000円 (税別)	40%	2,000円 (税別)
0歳	50%	40%	30%	無料	60%	50%	40%	無料	40%	無料

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

	契約申込み人数	契約解除の通知を受けた日								
		不泊	当日	前日	2～3日前	4～7日前	8～21日前	22～30日前	31～45日前	
通常日	14名様まで	100%	100%	70%	50%	30%	/	/	/	
	15名様以上	100%	100%	100%	70%	50%	30%	20%	/	
特日 注)3	14名様まで	100%	100%	100%	70%	50%	30%	/	/	
	15名様以上	100%	100%	100%	70%	50%	30%	20%	10%	

- 注) 1. %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。  
2. 契約日数が短縮した場合は、短縮により取消となった日ごとに違約金率率に従ってご請求致します。  
3. 特日とは、当館がGW・お盆・年末年始とその前後において、当館が特日利用料金の設定を行った日。またはカレンダー上で連休になっている日の休前日。  
4. 違約金支払いの免責事由（該当するお客様のみ免責となり、該当しないお客様は免責とはなりません。）  
①厚生労働省が定める感染症を発症した本人とその同居人、で診断書や当館が診断書の代替品と認めたものの原本・コピー・画像をご提示いただけた場合。  
②悪天候や自然災害や人的災害によって、最終チェックイン時刻（午後8時）までににご到着いただける公共交通機関が全く存在しない、もしくは当館につながる通行可能な道路が全く無い場合。  
③その他、当館が免責事由に該当すると判断した場合。

別表第3 携行品等の保管期間と期間経過後の対応

	対 象	詳 細	保管期間	期間経過後の対応
1	性質上、衛生上保管が困難なもの	食品・飲料（開封済）等	なし	破棄
		食品・飲料（未開封）等	1日	破棄
2	当館が貴重品と判断したもの	例：貴重品、パソコンやカメラなど高額電子機器、携帯電話、身分証、カード類、財布、現金 等	1ヶ月	警察へ届出
3	1、2以外の携行品	例：傘、布製品、小物、靴、スーツケース、化粧品、充電器等低額電子機器 等	2週間	破棄